

仙塩浄化センター震災復旧だより

復旧方針編

東日本大震災による被害は過去に例のない甚大な規模であり、短期間での完全復旧は不可能な状況にあります。施設の復旧に際しては、発災からの時間的経過により直面する種々の問題や施設の現実的な復旧時間を考慮して、

初期対応期、水質改善期(Ⅰ)、水質改善期(Ⅱ)、完全復旧期

の4段階に別けて着実な復旧を図る方針としています。

STEP1

初期対応期

発災直後～平成23年6月



- ・居住空間から汚水を確実に排除します。
- ・危険な状態の施設を緊急的に補修します。
- ・処理施設復旧のための準備をします。

- ・汚水主ポンプの復旧
- ・各家庭等から排出される汚水の簡易処理(沈殿+消毒)
- ・津波による処理施設に堆積した土砂、瓦礫の撤去
- ・施設の被害状況の把握及び復旧方法の設計

- ・トイレや生活排水を流せます。
- ・マンホールから汚水が溢れません。
- ・地震で破損した危険なマンホールを補修します。

STEP2

水質改善期(Ⅰ)

平成23年6月～平成24年3月



- ・汚泥処理の一部機能を応急的に回復させて
汚泥処理を開始します。（場外搬出）。
- ・水処理の一部機能を応急的に回復させて
『簡易曝気処理』にして水質を向上します。

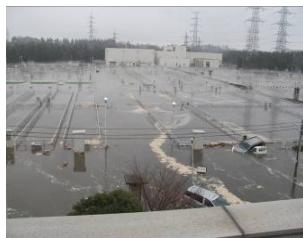
- ・水処理を『沈殿+消毒』を『簡易曝気+消毒』へ向上させます。（仮設設備使用）
- ・水処理により発生した汚泥を仮設設備を用いて処理します。

- ・処理水の水質が初期対応期に比べて向上します。
- ・汚泥処理が可能となり場外へ搬出するため周辺への臭気の影響が無くなります。

STEP3

水質改善期(Ⅱ)

平成24年3月～平成24年12月



- ・水処理機能の50%（全4系列のうち2系列）を復旧させて、汚水の処理水質を向上させます。

- ・水処理施設の一段の復旧を図り、『簡易曝気+消毒』から『生物処理+消毒』へ向上させます。

- ・処理水の水質が更に向上します。

STEP4

完全復旧期

平成24年12月以降

- ・汚泥焼却施設の復旧も併せて進めていき、早期運転開始を図ります。

- ・焼却施設を除く全ての機能を震災前の状態へ復旧します。

